法第百三十条第二号に係る細目	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三　第八十八条第二号に規定する額 四　第八十八条第三号に規定する額 五　第八十八条第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額 七　第八十八条第六号に規定する額 八　第八十八条第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

2　特例企業会計基準等適用法人等について

項　目	記　載　す　る　事　項
法第百三十条第一号に係る細目	一　第八十六条の二第三項第一号に規定する額 二　第八十六条の二第三項第二号に規定する額 三　第八十六条の二第三項第三号に規定する額 四　第八十六条の二第三項第四号に規定する額 五　その他金融庁長官が定める額 六　法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額
法第百三十条第二号に係る細目	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三　第八十八条第二号に規定する額 四　第八十八条第三号に規定する額 五　第八十八条第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額 七　第八十八条第六号に規定する額 八　第八十八条第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額